

PART III 賃金・解雇&退職編

主催：岡崎商工会議所 中小企業相談所

賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、正確な支払いが必要となります。また、解雇については多くの制約があり、退職金は労働者の今後の生活に重要なものとなってきます。したがって、担当者はトラブルを防止するためにそれぞれ正しく理解する必要があります。

新任総務・人事担当者を対象にした、労基法セミナーの第3回目は、『賃金・解雇&退職編』を中心とした労基法等を分かりやすくお伝えします。是非この機会にご受講くださるようご案内いたします。

- ◆ 日 時 平成24年8月28日（火） 13：30～15：30
- ◆ 会 場 岡崎商工会議所
- ◆ 講 師 三浦法務事務所 社会保険労務士 三浦太介氏
- ◆ 受講料 4,000円 （但し、岡崎商工会議所会員は2,000円）
- ◆ 申込先 岡崎商工会議所 担当：長友・杉浦 TEL：53-6500 FAX：53-0101
- ◆ 振込先 岡崎信用金庫 普 0027917
 もしくは 三菱東京UFJ銀行 岡崎支店 普 541451
 口座名義：岡崎商工会議所 中小企業相談所 所長 杉浦 昌幸

◆内容

【賃金】

- ・支払方法
- ・最低賃金
- ・控除できるもの
- ・賃金台帳
- ・時間外

【解雇&退職】

- ・解雇できる理由
- ・退職手続
- ・退職金支払い



【お申込み】 FAX：53-0101 岡崎商工会議所 長友行

初めて学ぶ労基法セミナー PART III 「賃金・解雇&退職編」 【8月28日(火)】 申込書

受講者氏名（ふりがな）	労務従事年数	受講者氏名（ふりがな）	労務従事年数
事業所名	業種	従業員数	
連絡担当者名	TEL	FAX	